

随意契約理由書

- 1 案件名称
デジタル製版用原紙 外1点（デュプロ用）（1～3月分単価契約）買入
- 2 契約の相手方
デュプロ株式会社
- 3 随意契約理由
 - （1）機種選定理由
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、幼児、児童、生徒、教職員及び保護者への配布用資料や児童生徒への問題用紙等を校園内で印刷するために必要な物品であり、日常的かつ頻繁に使用する物品です。
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、製品指定せず入札等により契約しています。
消耗品であるデジタル製版用原紙や印刷インクについては、純正品を使用しないで故障した場合、修理の迅速対応が望めず、校園の業務に支障をきたす可能性があるため、同一メーカーの製品を指定しています。
 - （2）業者選定理由
デュプロ用のデジタル製版用原紙や印刷インクについては、株式会社デュプロ以外から購入することができず、発売元である株式会社デュプロから提出されている、「唯一の販売代理店であるとする証明書」に基づき、デュプロ株式会社と特名随意契約とします。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

伝法小学校昇降機設備修繕

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、平成 18 年 2 月に三精テクノロジーズ(株)が製造・設置したものである。令和 6 年 9 月 23 日 20 時頃、3 階からの給水管漏水により昇降設備が浸水、故障した。現在、応急処置により荷物用として復旧しているが、人は乗れない状況であり、学校運営に著しい支障をきたしているため、早急に修繕を行う必要がある。

本修繕には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う修繕の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度階段昇降車買入

2 契約の相手方

アビリティーズ・ケアネット株式会社

3 随意契約理由

重度の肢体不自由があり、車いす・バギーを使用している児童・生徒においては階段の使用ができず、通常学級、特別支援学級、特別教室等への移動について、エレベーターのない校舎での移動手段を確保する必要がある。

移動手段を確保するために対象児童生徒の身体状況及び校内の階段の構造を精査したところ、当該製品を使用することで学校生活を円滑に送ることができる。

本機器の購入については製造業者（株式会社サンワ）の本市における販売・総代理店であるアビリティーズ・ケアネット株式会社に限られるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9181）